

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

農林水産部 農林技術課

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大していることから、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）に限り、「土地改良事業請負工事機械経費算定基準（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）」第5、もしくは「森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）」第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の102を乗じて得た額を超えない範囲で補正することとします。

○対象工事

福島県が発注する工事（土地改良事業等請負積算基準、森林整備保全事業設計積算要領により予定価格を算出する工事に限る。）

○適用年月日

令和5年4月1日以降に起工する工事

○補正内容

補正後の運転1時間（日）当たり換算値損料及び供用1日当たり換算損料の計算方法は下記のとおりとする。

【計算式】

運転1時間（日）当たり換算値損料（補正後）

$$= \{ \text{運転1時間（日）当たり損料} \times 2/100 \} + \{ \text{運転1時間（日）当たり換算値損料} \}$$

供用1日当たり換算値損料（補正後）

$$= \{ \text{運転1時間（日）当たり損料} \times 2/100 \times \text{運転時間（日）} \} + \{ \text{供用1日当たり換算値損料} \}$$

注1）換算値損料（補正後）は、四捨五入し、有効数字3桁とする。

※計算例 1,948.6円 ÷ 1,950円

注2）運転時間（日）＝年間標準の運転時間（日数）÷年間標準の供用日数（小数点第2位四捨五入）

注3）ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。

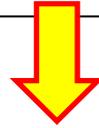
システム改修前（令和5年4月～6月末）

○留意事項

金抜き積算書では、システムの改修が間に合わないため、当面の間「補正なし」と表示されますが、特記仕様書に添付する参考様式 1-1 に記載のとおり「補正なし」を「補正あり(補正率：0.02)」と読み替えることとしますので、ご留意ください。

【金抜き積算書の表示】

工期	
積算体系年月	
単価期適用年月	
歩掛期適用年番号	
電力会社名	
機械補正	補正なし



「補正なし」

⇒「補正あり(補正率：0.02)」に読み替え

【参考様式 1 - 1】

工 事 名

地 区 (路 線) 名

単 価 期 適 用 年 月 日 令和〇年〇月〇日以降

- ・ 本工事（業務）の工事（業務）価格の積算に使用した積算基準書等は、以下のとおりです。
- ・ 本副本に添付されている施工単価表の歩掛構成については、積算基準により確認してください。（積算システムで歩掛構成の全てが表記されない場合があります。）
- ・ 公表図書の閲覧場所等の詳細については農林技術課、土木部技術管理課のホームページを参照してください。
- ・ 閲覧可能な図書については工事担当部での閲覧が可能です。
- ・ 金抜き設計書の工事鏡のうち前払金支出割合は「35%を越え40%以下」を「35%を越え45%以下」と読み替える。
- ・ ~~金抜き設計書の積算書鏡のうち機械補正は「補正なし」を「補正あり(補正率：0.02)」と読み替える。~~

システム改修後（令和5年6月末以降）

【金抜き積算書の表示】

機械補正	補正あり（補正率：0.02）
------	----------------